

第二十二回国会
衆議院

農林水産委員会商工委員会連合審査会議録第一号

昭和三十年七月二十八日(木曜日)
午前十時二十八分開議

出席委員

農林水産委員会

委員長

綱島 正興君

理事

安藤

理事

松浦

理事

中馬

理事

稻富

理事

赤澤

井出

石坂

木村

小枝

丹羽

本名

川村

田口

松山

足立

助川

原

兵助

君

義雄

淡谷

井谷

芳賀

石田

伊瀬

日野

中村

久保田

芳賀

正男

伊瀬

幸太郎

井谷

吉夫

時雄

豊君

伊瀬

幸太郎

れぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

(役員の兼職禁止)
第十三条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又はみずから當利事業に從事してはならぬ。

(代表権の制限)
第十四条 公團と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公團を代表する。

(代理人の選任)
第十五条 總裁、副總裁及び理事は、公團の職員のうちから、公團の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。

(職員の任命)
第十六条 公團の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 長野県、岐阜県及び愛知県の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を施行するこど。

イ かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更。

ロ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十一条各号に掲げる土地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買取したものとのみなされる土地を含む)についての開墾又は開畑。

二 前号の事業の施行によつて生じた施設についての災害復旧事業を施行すること。

三 前二号の事業の施行によつて生じた施設の管理を行うこと。

四 前二号の事業に附帯する事業を行ふこと。

五 公團は、前項の業務のほか、次

の業務を行うことができる。

一 委託を受けて農地の改良又は造成の工事を行うこと。
二 発電事業若しくは水道事業の用にもっぱら供する施設で前項

第一号イ若しくは第二号の事業の施行によつて生ずる施設の一

部と一体的に使用されるもの

専用施設の貸付を行い、又は発電事業若しくは水道事業を行つて、その者に対し、これに必要な資金の供給を行うこと。

イ かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更。

ロ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十一条各号に掲げる土地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買取したものとのみなされる土地を含む)の管理を行うこと。

三 第五十条第一項の規定による委託を受け前項第一号ロの土地(その土地の上にある立木竹及び工作物並びにその土地に関する権利を含む)の管理を行うこと。

四 第十九条 公團は、前条第一項第一号又は第二号の事業を施行しようとするときは、農林省令で定める手続に従い、事業実施計画を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

五 前項の事業実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 管理する施設

二 施設の一部の管理を土地改良区に委託する場合にあつては、

三 管理の委託に関する準則

四 管理費及びその負担割合

五 その他農林省令で定める事項

六 公團は、第一項の事業実施計画又は第四項の規定による事業実施計画又は施設管理規程の提出があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、その事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、第十八条第一項第二号の事業実施計画又は施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について、関係県知事に協議しなければならない。

七 工事の着手及び完了の予定期

八 所要事業費及びその負担割合

九 事業の効果

十 発電事業及び水道事業との関係

十一 その他農林省令で定める事項

十二 受益地の区域、現況及び開発計画に関する事項

十三 工事計画に関する事項

十四 所要事業費及びその負担割合

十五 受益地及び水道事業との関係

十六 その他の政令で定める事項

十七 意見書の提出等

十八 第二十二条 農林大臣は、第十九条第一項又は第四項の規定による事業実施計画又は施設管理規程の提出があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、その事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、第十八条第一項第二号の事業実施計画又は施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について、関係県知事に協議しなければならない。

十九 第二十三条 農林大臣は、第一項の事業実施計画又は第四項の施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について意見がある利害関係人

二十 该事業に係る土地又は土地に定着する物件の所有者、当該事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他の土地、物件又は権利に關し権利を有する者をいう。以下同じ。は、同

一 事業の施行区域に関する事項
二 受益地の区域、現況及び開発計画に関する事項
三 工事計画に関する事項
四 所要事業費及びその負担割合
五 受益地及び水道事業との関係
六 その他の政令で定める事項
七 意見書の提出等
八 第二十二条 農林大臣は、第十九条第一項又は第四項の規定による事業実施計画又は施設管理規程の提出があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、その事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、第十八条第一項第二号の事業実施計画又は施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について、関係県知事に協議しなければならない。

十九 第二十三条 農林大臣は、第一項の事業実施計画又は第四項の施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について意見がある利害関係人

二十 该事業に係る土地又は土地に定着する物件の所有者、当該事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他の土地、物件又は権利に關し権利を有する者をいう。以下同じ。は、同

項の総覧期間内に、公団に意見書を提出することができる。

3 公団は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、その必要な範囲内においてその事業実施計画又は施設管理規程を修正し、その旨をその意見書を提出した者に通知するとともにその修正に係る部分を記載した書面を農林大臣に提出することができる。

認める旨の通知を受けた者及び第

分について更に第一項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。

11 農林大臣は、第十九条第一項又は第四項の規定により提出された事業実施計画又は施設管理規程について、第一項から前項までの規定により行なうべき手続がすべて終了したときは、その旨を告示しなければならない。

12 公団は、第十八条第一項第一号の事業で、これに係る事業実施計画においてその事業の施行について生ずべき施設の一部を発電事業又は水道事業を行う者に使用させた旨を定めたものについては、前項の規定による告示があつた後、その発電事業又は水道事業を行なう者から、その者が当該施設の一部を使用する場合にはその事業の承諾を得なければならない。

13 公団は、第十八条第一項第一号又は第二号の事業については、その事業に係る事業実施計画につき第十一項の規定による告示があつた後(第二十一条第一項ただし書に規定する事業については同項本文の公告があつた後、前項に規定する事業については同項の承諾があつた後)でなければ、その事業の実施計画による工事に着手してはならない。

14 公団は、前項の認可の申請があつた場合において、これに関する処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び厚生大臣、通商産業大臣、建設大臣又は自治庁長官の同意を得なければならない。

15 公団は、専用施設を新設し、又はその貸付を行おうとするときは、発電事業に係る専用施設の新設又は貸付にあつては農林大臣及び政令で定めたときは、農林大臣及び通商産業大臣の認可、水道事業に係る専用施設の新設又は貸付にあつては農林大臣及び政令で定められたときは、その中立があつたときは、同項ただ

載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

2 公団は、第十八条第一項第一号の事業に係る事業実施計画の変更をする場合には、第二十条第一項の規定により指示された事業基本計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。

3 第一項の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)については、第十九条第六項及び前条の規定を準用する。

(施設の使用、資金の供給等の認可)

12 公団は、発電事業又は水道事業を行う者に対する費用の全額又は一部を賦課徴収することができる。

13 公団は、前項に規定する者が当該事業に係る受益地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、公団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができ

る。

14 前項の処分は、その処分に係る賦課金の納期限(分割して納入させる場合にあつては、最初に納入させる賦課金についての納期限)前九十日までに、しなければならない。

15 公団は、前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、公団に対してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

16 公団は、前項の規定による不

業大臣又は建設大臣の認可を受けなければならない。

(賦課金)

17 公団は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号から第三号までの事業によつて利益を受ける者でその事業に係る受益地につき土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三条に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものに対して、その者の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

18 公団は、前項に規定する者が当該事業に係る受益地の全部又は一部を賦課徴収する場合には、公団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

19 前項に規定する者が当該事業に係る受益地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、公団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

20 前項の処分は、その処分に係る賦課金の納期限(分割して納入させる場合にあつては、最初に納入させる賦課金についての納期限)前九十日までに、しなければならない。

21 公団は、前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、公団に対してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

22 公団は、前項の規定による不

し書の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。

(強制徴収)

第二十五条 公團は、前条第一項又は第二項の規定による賦課金の納入義務者がその納期限までにその賦課金を納入しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 公團は、前項の規定により督促をするときは、納入義務者に対し督促状を発する。この場合において督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 前条第一項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、市町村は、公團の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合には、公団は、その徵收金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、公團は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

5 前条第二項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、公

り、農林大臣の認可を受けて、そなへる。

の処分をすることができる。

第三項の規定による徴収金の先

取特權の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先づるものとし、その時効については、地方税

の例による。

6 公團は、第一項の規定により督促をしたときは、賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納定期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

7 公團は、第一項の規定による賦課金を納入した者(同条第二項の規定による賦課金に充てるため土地改良区が同法第二十六条で準用する土地改良法第三十六条第一項の規定により賦課徴収する金額を負担した組合員を含む。)と読み替えるものとする。

(土地改良法の準用)

第二十六条 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項(経費の賦課)、第二十八条並びに第三十九条(賦課金の徴収)の規定について、第二十四条第二項の規定による賦課金を土地改良区の事業に要する経費とみなして、これら

の規定を準用する。

(県の費用負担)

第二十七条 第十八条第一項第一号又は第二号の事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として公團に支払わなければならぬ。

(権利関係の調整)

第二十八条 公團が第十八条第一項第一号から第三号までの事業を行つた場合については、土地改良法第五十九条(償還すべき有益

求)及び第六十五条(農地法の適用)の規定を準用する。この場合において、同法第五十九条及び第六十二条第一項中「土地改良事業」とあるのは、「愛知用水公團が行う

の事務」とある。

第三項において準用する場合

及び同法第二十一条第十項の規定により同法第二十一条第一項に規定する手続を行う場合を含む。)の

とする。

第四章 財務及び会計

第一号)第十八条第一項第一号から第三号までの「事業」と、同法第六十二条第一項中「組合員」とあるのは、「愛知用水公團法第二十

号)第十八条第一項第一号から第三号までの「事業」と、同

法第六十二条第一項中「組合員」とあるのは、「愛知用水公團法第二十

第九十九条第一項の規定による

公告」とあるのは、「愛知用水公團

法第二十一条第一項(同法第二十

二条第三項において準用する場合

及び同法第二十一条第十項の規定

により同法第二十一条第一項に規定

する手続を行う場合を含む。)の

とする。

第四章 財務及び会計

第一号)第十八条第一項第一号から第三号までの「事業」と、同

法第六十二条第一項中「組合員」とあるのは、「愛知用水公團法第二十

号)第十八条第一項第一号から第三号までの「事業」と、同

法第六十二条第一項中「組合員」とあるのは、「愛知用水公團法第二十

その承認を受けなければならない。

い。

諸表を農林大臣に提出するとき

は、これに予算の区分に従い作成

した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

告書に記載する監事の意見をつけなければならぬ。

たる。

3 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。

その承認を受けなければならない。

い。

開発銀行からの外貨資金の借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額に限り債券をより、その借入金額に限り債券を発行することができる。

一項の規定を準用するときを含む。及び前項の規定は、公團の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公團の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九条 公團は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七条附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公團の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(国有土地等の管理)

第五十条 農林大臣は、公團に対し、政令で定めるところにより、その同意を得て、第十八条第一項第一号の区域内にある農地法第六十一条各号に掲げるもの(農地法施行法第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされるものを含む。)の管理を委託することができる。

2 公團が前項の規定による委託を受けたときは、その管理に要する費用は、公團の負担とする。この場合には、受託に係る同項に掲げ

るものとの使用料は、公團の収入とする。

(他の法令の準用)

第五十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)、土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)及び政令で定めるところにより、公團を國の行政機關とみなして、これらの法令を適用する。

(第七章 詐則)

第五十二条 公團が第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公團の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の場合においては、その違反行為をした公團の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十二条第十三項の規定に違反して工事に着手したとき。

五 第四十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

第五十四条 第五条の規定に違反し

た者は、一万円以下の過料に処する。

(附 則)

(施行期日) 第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

(公團の設立)

第二条 農林大臣は、第九条第一項の例により、公團の總裁又は監事となるべき者を指名する。

(2 前項の規定により指名された總裁となるべき者)

裁となるべき者は、第九条第二項の例により公團の副總裁又は理事となるべき者を指名する。

(3 前二項の規定により指名された總裁、副總裁、理事又は監事)

総裁、副總裁、理事又は監事となるべき者は、公團の設立の時におり、この法律の規定により、それがぞれ總裁、副總裁、理事又は監事に任命されたものとする。

(4 事務に任命されたものとする)

事務に任命されたものとする。

(5 第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない)

第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない。

(6 第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない)

第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない。

(7 第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない)

第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない。

(8 第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない)

第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない。

(9 第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない)

第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない。

(10 第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない)

第二十二条第一項の規定による指名をしてはならない。

は、その引継を受けた日において、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

四三 愛知用水公團の設立の登記をする。

第五条 第二号中「日本住宅公團」の下に「愛知用水公團」を加える。

第六条 第二号中「日本住宅公團」の下に「愛知用水公團」を加える。

第七条 公團は、設立の登記をする。

第八条 公團の最初の事業年度は、第三十条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第九条 公團の最初の事業年度の予算については、第三十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公團の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十九条 第二十二条第一号ノ四の次に次の二号を加える。

一ノ五 愛知用水公團自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第五条第六号ノ五ノ二の次に次の二号を加える。

(地方税法の改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公團」を加える。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第七十三条の四第一項第一号中「日本住宅公團」の下に「愛知用水公團」を加える。

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第四号の二の次に次の二号を加える。

四三 愛知用水公團の設立の登記をする。

四四 法人税法の改正

第十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本住宅公團」の下に「愛知用水公團」を加える。

第五条 第二号中「日本住宅公團」の下に「愛知用水公團」を加える。

第六条 第二号中「日本住宅公團」の下に「愛知用水公團」を加える。

第七条 公團は、設立の登記をする。

第八条 公團の最初の事業年度は、第三十条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第九条 公團の最初の事業年度の予算については、第三十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公團の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十九条 第二十二条第一号ノ四の次に次の二号を加える。

一ノ五 愛知用水公團自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第五条第六号ノ五ノ二の次に次の二号を加える。

(地方税法の改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公團」を加える。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第七十三条の四第一項第一号中「日本住宅公團」の下に「愛知用水公團」を加える。

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

(土地収用法の改正)

第十六条 土地収用法の一部を次の

ように改正する。

第三条第五号中「地方公共団体」の下に「愛知用水公團」を加える。

(国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律の改正)

第十七条 国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律五百六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行又は愛知用水公團が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律五百六号)の一部を次のように改正する。

○綱島委員長 本案の内容につきましてはすでに十分御承知のことと思いますので、ただちに質疑を行います。なお午前十一時より引き続き農林水産委員会を開会することになつておりますので、そのつもりでなるべく簡潔にお願いをいたします。川俣委員。

○川俣委員 本機械公團、愛知用水公團の法案中に、恩給法を適用することになつておりますが、この際公務員とし、この同一の資格をもつて公團に転職されるのでありますから、その円滑

をはかるために、恩給法を適用されるとそれ自体の本質については別に異議はないのですが、役員等になつて行かれの場合に、この役員は相当高給じやないかと考えられる。高給の場合は、高給で行つて恩給法を適用するなどといふのは、これは一つの機関に役人の恩給を設置したということになると非常に好ましくない事態が起きるのではないかと思う。給料はどの程度になるのか。あるいは役所から転勤した場合に同じ給与なのか。違った給料の場合には恩給法をどう適用するのか。

○河野國務大臣 今の恩給の問題です

が、役所から公團に出て参りまして、公團におけるうちの年限は恩給に加算をいたします。そこで川俣委員の御質疑

は、給料が高くなる、そこでやめた場

合に非常に高い恩給がつくではないか、こういうことだと思うのですが、これは役所に戻らずにやめれば、それ

は恩給年限に加算をいたしません。そ

れから必ず役所に一たん戻つて、役所

の給料に戻りまして、そこでその間の

年限は恩給に加算して役所の俸給で恩

給を出す、こういうことにいたしてお

るわけであります。

○河野國務大臣 ただいまの恩給の計算につきましては事務当局から説明させることにいたします。

○渡部(伍)政府委員 恩給の関係は、機械公團の方は三十二条で規定してお

りますが、恩給年限に達しない者が要

するに公團に入つて公團の職務を勤め

て、また公務に帰つた場合に、公團の

在職期間を公務員として在職したものと計算する、こうしたことになつてお

るのであります。恩給年限に到達しな

い者が公團に行つた場合は通算して考

える、こういうことになつております。

○川俣委員 そうするとともとの職場へ戻らなければその恩給期間は喪失するということになるのですか。どうもこれを見ると、必ずしもそうでないよう

なのです。農林省から出でていって公團にかかるのですが、そうでなくして公團に

に入つて、また農林省へ戻つてきたときに入つて、その分だけ継続するというならわ

かるのですが、そうでなくして、公團に

いる、こういうことになつております。

○綱島委員長 ちよつとお願いいたし

ますが、実は通産の方から松平委員がお見えになりましたので、先に松平委員に御発言をお譲り願いたいと思います。

○川俣委員 それでは第三章の業務について質問を留保しておきます。

○松平委員 昨日補償問題で若干関連質問をしたのであります。きょうは

入った場合でもさらに恩給期間が延長せられて、そこで退職した場合はそのことになると、相当問題が起つてくるわけなのです。

○河野國務大臣 今の恩給の問題ですが、役所から公團に出て参りまして、公團におけるうちの年限は恩給に加算をいたします。そこで川俣委員の御質疑

は、給料が高くなる、そこでやめた場

合に非常に高い恩給がつくではないか、こういうことだと思うのですが、これは役所に戻らずにやめれば、それ

は恩給年限に加算をいたしません。そ

れから必ず役所に一たん戻つて、役所

の給料に戻りまして、そこでその間の

年限は恩給に加算して役所の俸給で恩

給を出す、こういうことにいたしてお

るわけであります。

○川俣委員 その趣旨でこの法律ができておるといたしますれば了承いたし

ます。どうも私研究が不十分であるか

もしれませんが、何か期間中も恩給が

継続されるよう解釈をせられます

が、出先に行って、そこでやめる場合

には加算されないというなら問題はあ

りません。

○綱島委員長 次に愛知用水の第三章の業務です

町歩の開田計画が三百何町歩になつた

ということはあまりにざんではな

いのか、これははどういうわけでこういうう

まいまして、まるで開田計画三千町歩

がその十分の一にも満たない二百何町

歩になつております。今まで五年もかかっ

て調査しておつたのに、一月間に三千

町歩の開田計画が三百何町歩になつた

ということはあまりにざんではな

いのか、これははどういうわけでこういうう

ます。どうも私研究が不十分であるか

もしれませんが、何か期間中も恩給が

継続されるよう解釈をせられます

が、出先に行って、そこでやめる場合

には加算されないというなら問題はあ

りません。

○綱島委員長 次に愛知用水の第三章の業務です

町歩の開田計画が三百何町歩になつた

ということはあまりにざんではな

いのか、これははどういうわけでこういうう

ます。どうも私研究が不十分であるか

もしれませんが、何か期間中も恩給が

継続されるよう解釈をせられます

が、出先に行って、そこでやめる場合

には加算されないというなら問題はあ

りません。

○綱島委員長 次に愛知用水の第三章の業務です

町歩の開田計画が三百何町歩になつた

ということはあまりにざんではな

いのか、これははどういうわけでこういうう

ます。どうも私研究が不十分であるか

もしれませんが、何か期間中も恩給が

継続されるよう解釈をせられます

が、出先に行って、そこでやめる場合

には加算されないというなら問題はあ

りません。

○綱島委員長 田の計画の変つた原因もお聞きしたい

のであります。

○渡部(伍)政府委員 御説明申し上げ

ます。本計画に一番問題になつておつ

たかは、ダムをどこを作るかという問

題であつたのであります。当初は二子

持とダムを作つて、七千方トン以上の

河床を四十メートル掘らなければ岩盤

に達しないので、何かと経費が非常に

多くかかる。牧尾橋につきましては、

尿酸ガスが出る断層があるというふうな問題があつたのであります。従来の技術からいきますと、経費はよけいかつてもグラビティ・ダムで二三十㍍に作つた方が安全であるというのが昨年末ごろまでのわが国の技術者の見解であつたのであります。これに対しまして世銀の推薦するバシフィックの意見は、そんな不経済なことをしたのでは聞こえが悪いじやないか、牧尾橋の地質が処理できるものかできないものか、もう少し研究したらいいじゃないか、研究した結果どうしてもできないときに、初めてよけい経費のかかる二子持にしてもおそくはない、そういう示唆がありまして、私の方では技術者を五人これららの研究にアメリカにやりました。さらに世銀の推薦しておるエリック・フロアを現地に連れてきまして詳細に検討いたしました結果、牧尾橋の地質は完全に処理ができる、従つて水量は少々減つても、経済的に有利な牧尾橋にやるべきであるという結論に到達いたしました。この問題につきましては、エリック・フロアがきまでの技術上の検討の結果につきまして、経審、建設省、通産省等の技術者も参加して十分検討をいたしました結果、牧尾橋にきめる方がいいといふことになつたのであります。私どもの方としては、突如として変えたのではなくて、経過的な資料はどこの地区でも漸次改善していくのであります。それまでの資料は経過的な資料であります。

点はそういうふうに御了承を願いたいと思います。
なお牧尾橋ダム・サイトの選定の経過と地質調査の概要是ただいま資料でお配りすることにいたします。
○松平委員 ただいまのお話によりますと、主として経済的な理由で牧尾橋にきめたということです。そこで牧尾橋にした場合に相当の貯水量の減少がくる。それと全体の経費との関係はどういうふうなバランスになっておるか、一体二子持を牧尾橋にしてどれくらいの利益があるのか伺いたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 お配りしてあります概要書の六ページの事業費のことの堰堤五十二億、このところの相違であります。これは最初に出したときは百億以上になつておったと思ひます。

○松平委員 お話をによると、アメリカへ五人視察にやられて見学さしてきたということですが、パシフィック・コンサルタント・サービスの専門家のサーヴェイというようなものがありますして、ダムの地点をきめるのにアメリカの技術者を雇つてこなければ農林省ではきめることができないということですが、一体河床が四十メートルあるいは三十メートルあるとしても、現在秋葉のダムは五十メートルというのを日本人だけでやっておる。そういうことに対して農林省では技術員がいないのですか。一体どの程度の技術的な自信があつてやつておるのか、お伺いいたします。

○渡部(伍)政府委員 私の方では、この計画については二子持と牧尾橋を当初から調査をいたしました。その結果

果について最も確実安全を期するためには、あらゆる調査と知識をとつてくらゐるのは当然であります。それでやつたのであります。

なお簡単に例を申し上げますと、たゞとえばボーリングの方法等につきましても、何と申しましても大土木の事業をやつておるアメリカの技術等は、これは現地に調査を行つた技術者もはつきり認めておりまして、最も進歩した方法をとるべきであろうということを言つておりますから、これは文献とかいろいろなものを見ておるよりも、現地に行きまして、なるほどこうすればこう処理できるのだということを確実にして、将来のわが国の農業土木の進歩の上に外国のいいものは遠慮なく取り入れたがいいと、いうふうに私どもは考えております。

地元民にしろあるいはわれわれにしろ、技術に非常に自信がないといふことをみずから暴露しておるような格好になってしまふ、世間では、それもあわせてこの計画案が非常にすさんであるという印象を各方面に与えておりまします。ですからそういう技術面からいつても、一体農林省にこれをやつしていく自信があるのかどうか、たとえば牧牛橋にしても三十何メートル程度あると思うのです。河床が三十何米の難工事は一体どういうふうにやられるつもりか知らぬけれども、これをやる場合にはやはりアメリカの技術が入ってきて、そうしてアメリカの技師の監督のもとにこれをやっていくということになるのかどうか、その点を伺いたい。

模のものはロックファイルとしては最もロッカーファイルである、この次に電源の美幌でもロックファイルでやるということにおきめであります。最初であります。ロックファイルをやるためになつておるようではあります。そこまで機械を使わなければなりません。そろそろありますと設計理論のほかにやはり從事するの実施上の経験というものがものを持うことになりますので、私どもといいますと、しましては、工事の確実安全をあくまでも実現するためであらゆる知識を導入しよう、こういうふうに考えておるのであります。

ておる。どこのダムにもアメリカはそれを懸念しております。あなた方はそれに乗ったわけであります。どういうわけでこれに乗つて、どういう理由でロックファイルにするのか、それを伺いたい。あなた方、一体根拠があるのかどうか。

○渡部(伍)政府委員 私の方で考えましたのは、技術的に可能であり安全であれば、経済的に安いものをとることは事業を遂行する上に必要である、こうふうに考えて、この地点を調査の結果、ロックファイルを採用する方がいい、こうふうにきめたのであります。

○松平委員 次に聞きたいのは、この用水の目的であるところの灌漑と開田の関係についてであります。五月の資料によりますと、たしか灌漑は一萬三千町歩というようになつております。開田の方は三千町歩、ところが今回新しい資料によりますと灌漑の方が一万六千町歩と三千町歩ふやしたという結果はどういうわけですか、三千町歩ふやした理由といふのはどういうわけであるか。私どもの考え方からすれば、開田の方をうんと減らしてしまつて、今度は灌漑の方をふやしたという結果になつておりますけれども、そういう工合に農林省といふのはくるくるとネコの目のようになつていいものかどうか。一体これでは地元農民も計画などないつてうれしがつておると、今度は灌漑になる、こううわけなんでありますして、一体どの程度まで地元の農民の納得をとつておるのか。その点に対し

ばなしといふようなことになつて、何らそれをコントロールしていくような権限を持つておらない。ばらばらになつておる。それはこの新しい総合開発を出された趣旨に反するのではない。従つてもつと権限を持たして、発電あるいは工業用水も全部公団がコントロールできるようなくらいにして、いったらどうか。それでこそ私は初めて農業、工業の調整ができるうまくいくのじやないかと思ひますが、それに對する考へは大臣はどういうふうに考えておられますか、お伺いしておきたいと思います。

○河野国務大臣 お説の通り、総合的に木曾用水域を立体的に開発していくこうということでございまして、もちろん工業関係についても十分考えていかなければならぬことは申し上げるまであります。従つて政府におきましては、主管は農林大臣がこれに当りますけれども、通産その他の関係閣僚の同意を得て、総合的にこれを企画をしていくということに考えて参りたいと思うのであります。電力その他につきましては、通産大臣においてしかるべき御指導があることであろうと考えております。

○松平委員 工業用水並びに上水道等に関して、この公団が金を貸せるようなくらいになつております。御承知のように、現在の上水道・簡易水道等については、各地方公共団体においては補助起債について困難をきわめております。簡易水道のときは単独起債というものがほとんどできません。ところがこの用水の沿線都市町村においては、この公団から金が借りられるようになつておる。

〔松浦委員長代理退席、委員長着席〕

それらの上水道、簡易水道についてこの公団が貸せる金というものは、国の起債とどういう関連を持つておるか、同じ条件であるのか、あるいは町村でもって借りたいというならば大体貸してくれるというのであるか、現在のところでは、おそらく百件のうち二十件ぐらいしか水道については起債ができるません。ところがこの用水の沿線の町村は、そういうような制限をやはり受けれるのかどうか、あるいはフルにどこの町村でも大体借りられるということになるのか、その辺のところをお伺いしたい。

○渡部(伍)政府委員 水道につきましては本公団が金を貸す部分は配水管までであります。それにつきましては本公団が建設のときに六分五厘で金を貸します。これを受益の市町村が年賦償還することになります。従いましてまず第一に受益のときに起債が必要になつてくるのでありますし、その起債の場合にこの程度であれば大体起債能力があるというふうな考え方であります。しかし具体的の町村になりますと、町村の財政状態がいろいろ違いますから、これは県なり、さらに農林省が、この事業がうまくいくよういろいろあっせんをしなければいかぬ、こういう場合が出てくると思します。現在の基本的な考え方はそういうことであります。

○松平委員 最後に伺いたいと思うのですが、昨日お伺いしたところの補償問題について、若干補足的にお伺いいたします。吉川政務次官からこ

の補償は公団がやるのであるか、あるいは農林省がやるのであるかといふことに対し、農林省自体がおやりになるということを承りておるのであります。そこでしかば、ここに出ておる六月の愛知用水の事業計画といふものは、これは公団の場合の事業計画になります。そこには補償料といふものも含まれておらぬというふうに了解できるのであります。つまり農林省自体がやるというわけであります。もしそうであるとすれば、農林省は別に予算的措置を講ぜられるというのであるかどうか、あるいはそうではなくてこの事業計画の中から所要の補償分だけはとつてしまつて、そうしてあらためて実行予算といふものを公団は作つていくのであるかどうか、その点を伺いたいのです。

の意味であるかどうかということと、それからもう一つ伺いたいことは、この補償の農林省の窓口は一体どこにあるのか、つまりこの点は農地局でおやりになつておるのでありますけれども、この補償の問題は畜産局にも関係をいたしますし、また林野庁にも関係をすると思うのであります。ことに国有林については私は非常にその点があるよう思うのでありますけれども、その窓口は一体どこがおやりになるか、またこれは京都の農地事務局とはその補償については一体どういう関係があるのか、その点だけお伺いしておきます。

○河野國務大臣 愛知用水につきましては直接農林省でこれをやります。ただいま窓口の話でございますが、農地局でこれに当ります。ただし畜産、山林、必要が起りました場合には農地局を通じて遅滞なく折衝いたすことにいたします。

○綱島委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 私はこの際地元民の一人として、この愛知用水計画を一日も早く実行に移されたないと念願いたしております数多くの地元民の気持ちになってこの問題の推進をはかつて参りました関係上、この際二、三それに関係のあることを承わりたいと存じます。実は質問を試みなければならぬ数多くの問題がござりますけれども、時間の関係上ほんの要点にとどめたいと存じます。

まず第一番にこの資金源でございまが、この資金源に余剰農産物の買付による贈与分がうたい上げられておるようですございます。ところが、この余剰農産物の買付につきまして政府の

○河野國務大臣 その点につきましては、先般予算委員会において大蔵大臣との間でございましたが、一体政府としてはきまつた方針があるのかないのか。またこの問題について、農林大臣は一休どのように買付をするのだ、こういうことをまず農林大臣にお伺いいたします。

○河野國務大臣 その点につきましては、先般予算委員会において大蔵大臣との他の閣僚からお答え申し上げました通りに、政府といたしましては意見は一致いたしております。わが方の必要な量しかしてわが方の希望する条件というものがいれられました際には、引き続き余剰農産物の買い入れを行うということに決定いたしておりま

す。

○加藤(清)委員 それでは文部大臣松村さんの、いや来年からはもう買付けないのだ、こういう言葉は、もの間違いか、その相談が決定する以前の言葉と受取ってよろしゅうござりますか。

○河野国務大臣 それは予算委員会において松村文部大臣からその点について明確に所信が述べられております。

○加藤(清)委員 その際の速記録を御無礼でございませんが、お読みになりますか、松村さんからお聞きになれば、私もその席に同席しておりましたが、明瞭に松村文部大臣は答えておられますから、おわかつりいただけだと思います。

○加藤(清)委員 それでは次に受益者の負担についてお尋ねしたいと存じます。このような国営の事業に対しましては、受益者負担は、他にも例が多くあると存じますが、それと比較いたしま

すから……あと二分間許します。それ以上は許しません。

い。答弁がだめでありますから、質問を何回も繰り返さなければならないのです。

○永井委員 員長の苦衷もまた察するにかたくありませんので、この最後の質問で終りま

ただ入れるというところに問題がかっておりますから、その点最低の営農の各戸安定のできる基礎はどれだけ

十分できると思います。また国産培養
ということが今の内閣のスローガンで
もある。この機械をどこから輸入する

畠にお尋ねいたしますが、北海道の根
釧原野の開発は困難な点は開墾である。
とかなんとかいう点ではありますん。
開墾を機械でやらなければこの開発が
できない、というものではなくて、當農業
の方式をどういうふうにやるか、そし
てその裏づけとなる資金が當農業を維持

御指摘のように、いろいろ営農の点について困難な点は各方面で御意見がございます。ございますからわれわれと

別海の村の現在の人口は千五百戸くらいです。千五百戸くらいのところに一千戸くらいの入植者が入れられた。こ

でありますて、もうこれはことしから
出発しようというのでありますから、
その財政の裏づけとなる資金はどれく

○河野国務大臣 御指摘のようにひも
つきで輸入することは一切ございませ
ん。 らかにしていただきたい。

ら盛られておりません。ただ機械で開
墾するのだという、その第一年次とし
てはござ道格を取ると、う、実に奮闘

○永井委員 今の大臣の答弁ではこれ
きを期するように案を立ててある次第
であります。

戸といふ戸数のところに一千戸の入植

から註釈しますが、補償のことにつきまして、その他それに関係することについて、後刻農林委員会の秘密会をこ

○松平委員 ごく簡単に、先ほど
ちょっと落しましたので、農林大臣並
びに中島公益事業局長にお伺いいたし

どんなプログラムでどんな形でこの開発が行われるのかということは、完全な計画の内容やただいまの答弁の内容からでは、われわれはうかがい知ることができないのでございます。委員長におきまりで、

政策的な見地に立っての所見だけであつて、具体的にはわからぬということであれば、事務当局によろしいですから、各農家に対する一戸当たりの當農資金はどれだけの裏づけをするのか、これをお聞かせ願いたい。

の半分以上が新しく入植を持ち込まれて、これの生活扶助をしなければならないということになりますと、町村財政のは破産の状態になる。當農以前の村を維持するかどうかといふ、こういふ悲惨な状態になつてゐる。こういふ形で

ますので、事務当局もしさいにわたつた説明が困難かと存じますが、そういうわけで緊密会に移ることになつておられますから、その点は御了承賜わりたいと思います。

りますが、関西電力の新たなる発電所の電力が十二にわたる下流の発電所の電力が相当増すわけですが、この点に関連いたしまして、補償の一環として私は公共補償的なことを考えていてはならぬと思うのであります

○渡部(伍)政府委員 お手元に機械公団法の内容を差し上げてございます。

ただ日本に現在余っているのが人間だから、余っている人間をここへ追い込ま。二つ二つで、通り金子と

りでありまして、その点がわれわれこの計画を苦心したのであります。たと

が、その公共補償の一環といたしまして、新しくできる電力もしくは下流の

もつとほしいのです。たた形
式的に委員会を合同しているのじやな
いので、この計画はどういう形でやら
れるのか。營農資金はどういうふうに
なるのか。そして従来の開発計画とは
どういう点において違うのか。この形
でいくならば十分に各農家の個々の營
農が確立されて、これがその地域にお
けるところの開発を円滑かつ安定した
形において発展させることができると
かという点について、簡単でよろしい
ですから、われわれが常識的に理解で
きるようにつ明確にしていただきた
それに計画出しておりますが従来の營
農資金のもの等よりは当然増額しなけ
ればならないことになっております。
この点はただいま大臣がお答えいたし
ましたように、現地の十分なる実情と
それに対する北海道権威者の御意見を
聞いた上でいたしてるのでございま
す。ただし節約できるものは極力先
ほど申しましたように家屋等について
暖房施設とかプロック建物にするとい
うものを一ブロックでやめるというよ
うなことでありますて、十分取り上げ
ております。

も、そしてまたかが補助金だけをくつけて、あとは野となれ山となれとうことで入植者を入れるというようないことは、これは重大な問題であるといふのが現地におけるところの町村及び農業委員会の切実な要求なのであります。この地帯の開発にはこういうあやまちを繰り返さないようにしなければならない。それには各個の農家が最低限の農業が確立できるような必要な条件と、いうものが科学的には試験場その他に置いてちゃんとあるわけです。それだけの必要な資金を裏づけにしないで

えは戸建りの營農資金及びこれに付随する開墾建設事業費等を合せましても、従来北海道だと全部を含めまして三百万円程度を予定しておつたのが、これでは五百万円以上を予定すると、いふうな考え方へいたしております。従いましてお詰の点は今後十分注意いたしますけれども、十分取り入れたつもりであります、なお実施に当りますが、いろいろ御注意いただければ幸いとあります。

発電所の電力量の一割を関西電力と中
部電力と話し合いをさせまして、地元に
これを使わしてもらおう。現在あの地区
におきましては、日の前にある発電所は全部
関西電力でありますから、いつも使つておらぬのであります。従つてあそこの工業がちつとも発展しない。
今度できましても全部関西に持つていかれることになるのであります。
総合開発の手前からいえば、やはり木曾川全体にわたつてある程度の特
典を与えていかなければならぬ。被害ばかり与えるということでは、この日

的に反すると思うのであります。従つて新たにできる電力量の一部を地元に使わせるような御措置をお考え願つて、これを関西電力と中部電力との間をあつせん願つて、地元に若干の還元をしていただくよう御配慮願いたいと思ひますが、この点に関して特に大臣並びに事業局長にお願いして、その御所見を承わりたいと思うのであります。

○中島政府委員　お話の通り木曾川筋の電気は現在は関西電力の方に参つて

おります。今後開発される電気あるいは増加される電気につきましては、こ

れを地元に戻すということは、これは

関西電力が中部電力の区域に供給する

ということになりますので、法規上は

特別の措置をとらなければなりません。

ただ実際問題といたしましては、そ

ういうふうな操作はできます。ただお

そらくは目的とせられるところは、地

元の電気をそこで安く使いたいという

趣旨ではないかと思いますが、これは

結局地域差の問題になります。現在の

供給規程では、一地区の料金は全部同

じになっていますから、それをどう

変えるかということになりますと、規

程の改正ということになりますから、

現在のままの形では融通の形で返すと

いう以外にちょっと方法がないのであ

ります。将来そういう問題は十分研究

の対象とはいたします。

○石田(寄)委員　関連して、電気料は

灌漑排水関係の特例を認めてあるので

すが、それは中部電力と関西電力との

関係はどういう開きがあるか、それが

一点、それから一トン当たりの用水料の

負担額が発電関係は二円何がしで、農

業用水の方は四円幾らになる。そういうふうに開きをつけてあるが、農事用電力等の場合に、農地開発をやつた場合の何か特例のような話し合いがある

のかないのか、またそういうことをやる余地があるのかないのか、これはき

わめて重要なことです。

○中島政府委員　灌漑排水用の電力は

特別の料金になつております。これが

題旨は大体豊水期に、つまり電気の豊

富に出るときには使われる電力でありますから、これに着目して割引してお

ります。中部と関西とではそれ

ぞれ全体の原価が違いますから、若干

の相違があります。どの程度の違いがあるか、今手元に資料がありませ

が、これは料金表ではつきりしておりま

す。それから将来開発のときに、灌

溉排水用の電力を作るための水のコストを特別に計算するということは、

ちょっと困難ではないかと考えております。

○石田(寄)委員　それが別になつてお

るから指摘しておるのです。農地開発

をやつた場合、土地改良等をやつた場

合に、その地域の農事用電力といふも

のに対しても特別なやはり恩典を与える

ことが私は可能であると思うが、それ

に対しても可能であるかどうか、その

見通しについて聞いておるのであります。

○中島政府委員　農事用の電力に対し

まして、特別料金を作るということは

現在でもやつておりますし、可能であ

りますけれども、その中に特に農業

開発等に関連して、あの地区だけさ

らにまた別の灌溉排水用の電力料金をき

めるということは、現在の制度のもと

においてはちょっとむずかしいのではないかと思います。

○細島委員長　これをもつて農林水産委員会と商工委員会との連合審査を終ります。

午前十一時四十五分散会

昭和三十年八月三日印刷

昭和三十年八月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局